

カスタマーハラスメント防止ガイドライン等検討会議設置要綱

6 産労雇調第 389 号

令和 6 年 6 月 21 日

(設置の目的)

第 1 「公労使による「新しい東京」実現会議」におけるカスタマーハラスメントへの対応のあり方に関する検討結果を踏まえ、カスタマーハラスメント防止ルールの実行性を確保するガイドライン等を専門的に検討するため、「公労使による「新しい東京」実現会議設置要綱」(平成 29 年 5 月 1 日付 29 産労雇調第 174 号) 第 3 に基づき設置された「カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会」を改組し、「カスタマーハラスメント防止ガイドライン等検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 検討会議は、次の事項について意見の交換等を行う。

- (1) カスタマーハラスメント防止ルールの基本的な考え方や運用のあり方に関すること。
- (2) カスタマーハラスメント防止に必要な取組等に関すること。
- (3) その他、検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員等)

第 3 検討会議は、産業労働局長が委嘱する委員をもって構成する。なお、産業労働局長はオブザーバーを置くことができる。

2 産業労働局長が必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を検討会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、第 3 の規定により委嘱を受けた日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第 5 検討会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第 6 検討会議は、産業労働局長が招集する。

(公開)

第7 検討会議は、原則として公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不適当と認めるときは、非公開とする。

(議事録)

第8 議事録は検討会議の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不適当と認めるときは、この限りではない。

(謝金)

第9 第3の規定により出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、雇用就業部報償費支払基準に基づき決定する。

(事務局)

第10 検討会議の事務局は、東京都産業労働局雇用就業部調整課とする。

(その他)

第11 この要綱で定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。